

裾野市緑の基本計画実施計画



裾野市

令和2年3月

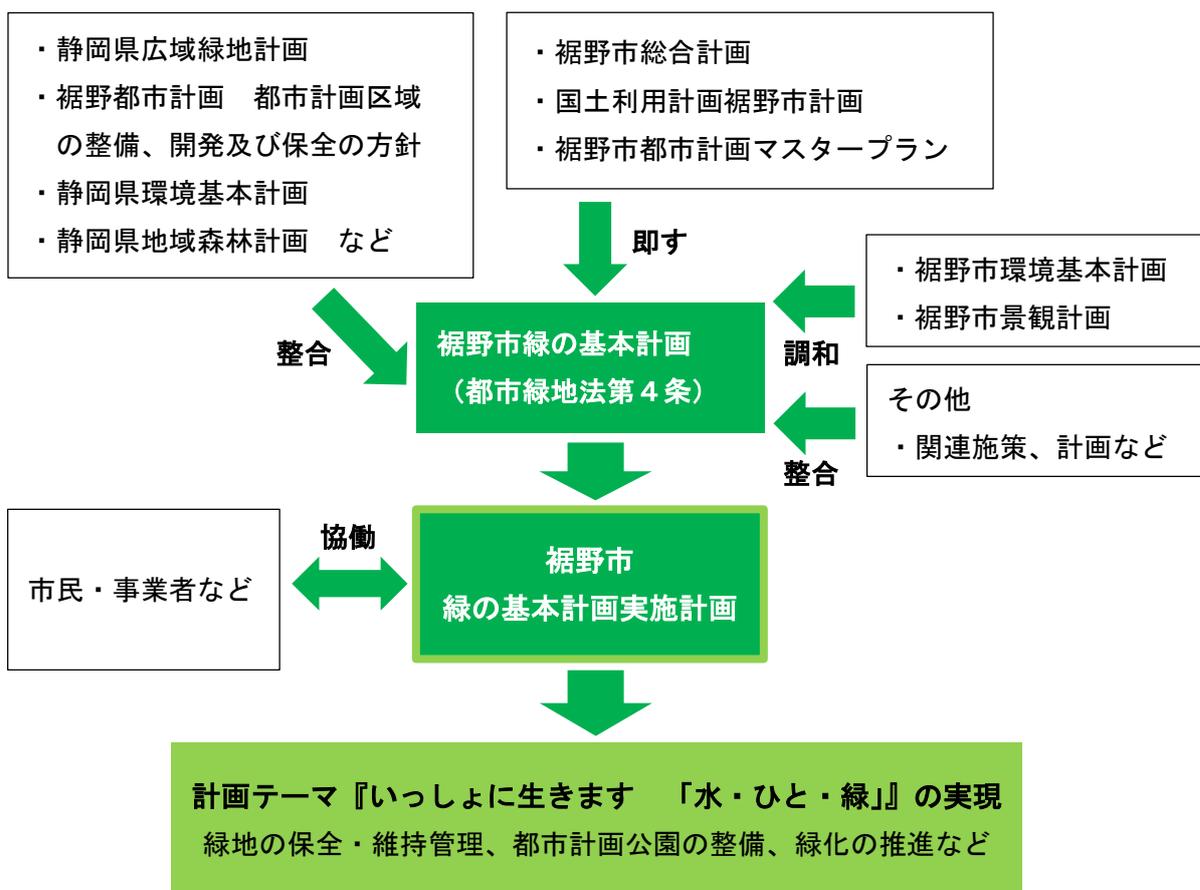
I 裾野市緑の基本計画実施計画の概要

【1. 計画の策定趣旨】

「裾野市緑の基本計画（以下、「基本計画」という。）」は、『いっしょに生きます 「水・ひと・緑」』を計画のテーマに掲げた緑化施策等に関する計画となっており、緑の将来像の実現に向けて、4つの基本方針のもと、15の基本施策を展開し、36の施策項目を掲げています。

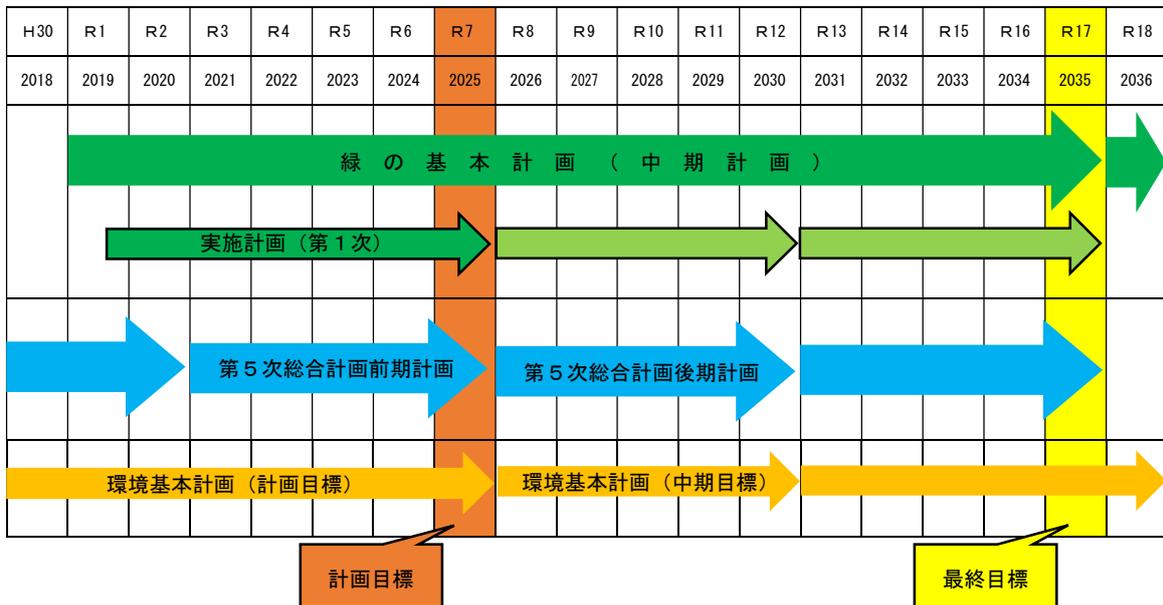
「基本計画」に掲げた施策を計画的かつ効果的に推進していくため、令和元年度から7年度までの7年間で展開可能な施策について検討し、基本施策ごとに数値目標の設定を行い、施策項目ごとに取り組みをまとめたものが「裾野市緑の基本計画実施計画（以下、「本計画」という。）」です。

【2. 計画の位置付け】



【3. 計画期間】

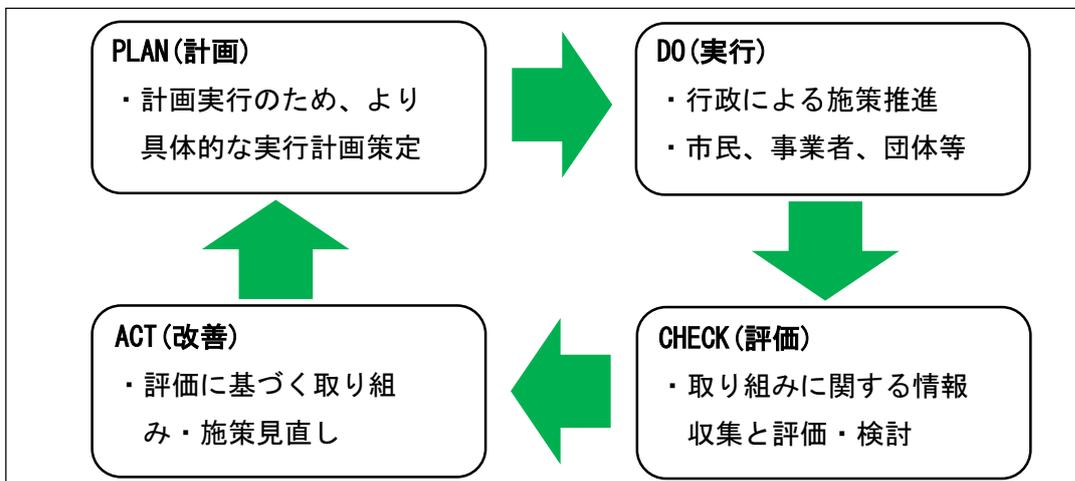
「本計画」の計画期間は、第1次計画を令和元年度から令和7年度までの7年間とし、「基本計画」をもとに、上位計画である「裾野市総合計画（「以下、「総合計画」という。）」に即し「裾野市環境基本計画（「以下、「環境計画」という。）」と調和を図るため、令和7年度を計画目標として毎年度進捗管理を行いながら施策展開を行っていきます。なお、「本計画」の令和8年度からの計画期間については、「基本計画」の中期計画期限である令和17年度を最終目標としながら、「総合計画」や「環境計画」の改定に応じ、計画の見直しを適切に実施するものとします。



【4. 施策の推進】

「本計画」を推進するため、マネジメントサイクル（PDCA サイクル）に基づいて、施策実施の評価・点検を行います。

●PDCA サイクル



【5. 計画の体系と進捗管理】

「本計画」の体系は、「基本計画」の「緑地の保全及び緑化のための施策」と同様に、4つの基本方針から15の基本施策、36の施策項目へと展開しています。

「本計画」の進捗管理は、基本施策ごとに17の数値目標を設定し、毎年度、現状値を把握し、計画目標（令和7年度）に対する達成状況を把握するとともに、各課における取組内容及び方向性の把握・評価することで行います。

基本方針 (4)	基本施策 (15)	施策項目 (36)	数値目標 (17)	
1. 豊かな緑や水辺を大切に「守り」「育む」 (緑地の保全・活用)	(1) 森林・樹林地の保全と活用)	①富士・愛鷹・箱根山麓の森林の保全と活用	・間伐事業実施面積 ※環境基本計画の指標	
		②市街地及び市街地周辺の樹林地の保全と活用		
	(2) 農地の保全と活用	①優良農地の保全と田園景観の維持	・耕作放棄地解消面積 ※環境基本計画の指標	
		(3) 水辺の保全・活用		①河川の保全・再生 ②身近な親水空間
	2. ゆとりと潤いのある空間を「増やす」 (緑地の整備・創出)	(1) 身近な公園の整備・充実	①様々な機能を持つ公園づくり	
			②一時的な避難地としての公園機能の充実	
③環境学習の場となる公園づくりの推進				
④公園維持管理の推進				
(2) 地域の拠点となる公園・緑地の整備		①特色ある大規模な公園・緑地の整備	・地域の拠点となる都市公園の新規整備件数	
		②都市防災機能の拡充		
		③公園・緑地の維持管理の推進		
(3) 水と緑のネットワークの形成		①緑の軸線の形成	・水と緑のネットワークの整備延長	
	②主要な道路の緑化推進			
	③緑の回廊の形成			
3. 緑豊かなまちづくりを「ともに進める」	(1) 公共施設の緑化の推進	①公共施設の緑化	・グリーンバンク事業の利用面積（公共施設）	
		②都市公園等の緑化		
		③道路の緑化		
		④水辺の緑化		

(緑化の推進)	(2) 民有地の緑化の推進	①住宅地の緑化 ②商業地の緑化	・住宅地開発による緑地の創出件数 ・住宅地開発の緑地率 3~6%の達成率 ※令和2年度以降は緑地率を3~5%とする。			
	(3) 工場・研究所等緑化の推進	①快適な生産環境を整えるための緑化計画の支援	・工場開発による緑地の創出件数 ・工場開発の緑地率 6%の達成率 ※令和2年度以降は緑地率を5%とする。			
	(4) 市民参加の公園づくり等への支援	①市民参加の公園づくりへの支援	・市民参加により維持管理している公園数(裾野市きれいなまちづくり推進事業)			
	(5) 市民活動による公園の維持・管理の推進	①公園の管理の役割の明確化	・公園等の維持管理に関する新規協定締結数			
	(6) 市民活動の育成と支援	①公園の維持管理に関する市民活動の育成 ②ボランティアによる緑化運動の推進 ③緑に関する学習の推進 ④積極的なPRの推進 ⑤緑化推進の体制づくり ⑥緑化に関わる助成制度等の検討 ⑦緑のリサイクルの推進	・グリーンバンク制度を活用している市民団体数			
				4. 新たな役割分担で	(1) 農に参加する機会の創出	①地域の農に参加する機会の創出
「活かす」(緑地の活用)				(2) 新たな緑の空間づくりの仕組み	①休耕農地、遊休地の活用	・パノラマロード花畑の作業参加者数 ※環境基本計画の指標
				(3) 身近な公園・広場の利活用	①イベントの開催	・公園・緑地におけるイベントの開催件数
					②緑に関する学習の推進	
③積極的なPRの推進						

【6. 数値指標】

基本施策ごとの数値指標については以下のとおりです。

※推進状況は、毎年度調査を行い、把握します。

基本方針	基本施策	数値目標	基準値 (H30年度)	計画目標 (R7年度)	担当課
1. 豊かな 緑や水 辺を大 切に「守 り」「育 む」 (緑地 の保 全・活 用)	(1) 森林・樹 林地の保 全と活用)	間伐事業実施面積	166.2ha/年	200.0ha/年	農林振興課
	(2) 農地の保 全と活用)	耕作放棄地解消面積	3.7ha/年	7.0ha/年	農林振興課
	(3) 水辺の保 全・活用)	自然環境に考慮した ブロックの整備カ所 数	1カ所/年	1カ所/年	建設課
2. ゆとり と潤い のある 空間を 「増や す」 (緑地 の整 備・創 出)	(1) 身近な公 園の整 備・充実	身近な都市公園の新 規整備件数	0公園	2公園	まちづくり 課
	(2) 地域の拠 点となる 公園・緑地 の整備	地域の拠点となる都 市公園の新規整備件 数	0公園	1公園	まちづくり 課
	(3) 水と緑の ネットワ ークの形 成	水と緑のネットワー クの整備延長	80m	1,463m	まちづくり 課・区画整 理課
3. 緑豊か なまち づくり を「とも に進め る」 (緑化 の推進)	(1) 公共施設 の緑化の 推進	グリーンバンク事業 の利用面積(公共施 設)	1.4ha/年	1.5ha/年	農林振興課
	(2) 民有地の 緑化の推 進	住宅地開発による緑 地の創出件数	3件/年	3件/年	まちづくり 課
		住宅地開発の緑地率 3~6%の達成率 ※令和2年度以降は緑地 率を3~5%とする。	100%	100%	まちづくり 課

	(3) 工場・研究所等緑化の推進	工場開発による緑地の創出件数	1 件/年	1 件/年	まちづくり課
		工場開発の緑地率 6%の達成率 ※令和 2 年度以降は緑地率を 3~5%とする。	100%	100%	まちづくり課
	(4) 市民参加の公園づくり等への支援	市民参加により維持管理している公園数 (裾野市きれいなまちづくり推進事業)	6 公園/年	9 公園/年	戦略広報課 シビックプラウド推進室
	(5) 市民活動による公園の維持・管理の推進	公園等の維持管理に関する新規協定締結数	2 公園	6 公園	まちづくり課
	(6) 市民活動の育成と支援	グリーンバンク制度を活用している市民団体数	25 団体/年	30 団体/年	農林振興課
4. 新たな役割分担で「活かす」 (緑地の活用)	(1) 農に参加する機会の創出	農業体験の開催件数	2 回/年	3 回/年	農林振興課
	(2) 新たな緑の空間づくりの仕組み	パノラマロード花畑の作業参加者数	596 人/年	650 人/年	農林振興課
	(3) 身近な公園・広場の利活用	都市公園におけるイベントの開催件数	7 回/年	10 回/年	まちづくり課、産業振興課、生涯学習課

【7. 取組内容及び方向性】

令和31年度における施策項目ごとの取組内容及び今後の方向性等については以下のとおりです。

※推進状況は、毎年度調査を行い、把握します。

1. 豊かな緑や水辺を大切に「守り」「育む」

(緑地の保全・活用)

(1) 森林・樹林地の保全と活用

①富士・愛鷹・箱根山麓の森林の保全と活用

◆生活環境課

- ・自然公園及び自然環境保全地域では、法制度の遵守と適切な運用を図るとともに、自然植生度が極めて高い自然林等、特に保全が求められる森林への法適用を検討するなど、適切な保全を図ります。(継続)

◆農林振興課

- ・保安林区域を中心に、今後も水源かん養や土砂流出の防備など、防災機能保持の観点から引き続き適切な保全を図ります。(継続)
- ・森林の健全な育成と治山による国土保全を図るため、森林の間伐や急傾斜地に適した広葉樹の植林など、計画的な伐採や造林・育林の推進を図ります。(継続、間伐等促進計画実施中)

◆まちづくり課

- ・その他の森林は、森林法及び「裾野市土地利用事業に関する指導要綱」等に基づき、保全を図るとともに、必要に応じて地権者の理解と協力を得て、緑地保全地区や風致地区等の指定を検討します。(現在指定なし、今後検討)

◆生活環境課、農林振興課

- ・貴重な動植物の保全とともに、自然体験や環境教育に資する教材として森林・樹林地の活用を図ります。森林においては森林組合や環境NPO等と連携しながら、森林や自然を理解する森林教室等の実施も行っています。(継続、裾野市環境学習や静岡県環境学習フェスで実施中)

②市街地及び市街地周辺の樹林地の保全と活用

◆まちづくり課

- ・市街地及び市街地周辺の樹林地は市民共有の貴重な財産であると認識し、緑地の保全に配慮すべき地区として位置づけ、適切な保全に努めます。(継続、新市街地等で協定(地区計画)実施)
- ・樹林地の保全にあたっては、地権者の理解を得ながら、有効活用方策や、市民への開放によって自然とふれあい、休息や鑑賞、環境学習の場として活用する市民緑地制度

の導入など、必要性や緊急性に応じて柔軟な方策を検討します。(現状、買い入れなし。
今後も買い入れ、税優遇等せず、一部民有地借り上げ等の有効活用を図る)

◆生涯学習課

- ・社寺境内地の樹林や屋敷林等は、保存樹・保存樹林指定などによる樹木の保全を図ります。(継続、文化財として保全)

(2) 農地の保全と活用

①優良農地の保全と田園景観の維持

◆農林振興課

- ・農業振興地域農用地区域等優良農地や屋敷林の保全などにより、ふるさとも感じさせる田園風景の維持・保全を図ります。(継続)
- ・耕作放棄地の利用や遊休農地を活用して、菜の花やコスモスなど四季の花々や「景観形成作物」の栽培、特産化を進めている「そば」の作付けを推進するなど、新たな名所づくりを通じた美しい田園風景の創出を図ります。(継続)

(3) 水辺の保全・活用

①河川の保全・再生

◆建設課

- ・黄瀬川、深良川、泉川、古川等の河川では、治水・砂防上の措置との調整を図りながら、生態系を含めた自然環境をできる限り保全できるよう、自然素材を活用した多自然工法を適用し、護岸整備や親水空間の整備を図ります。(継続)

◆生活環境課

- ・水鳥や水生生物などと身近にふれあう場の創出に努めます(継続)

②身近な親水空間

◆建設課

- ・河川や水路などの水辺地では、ジョギングロードや散策路、桜並木の整備などによる親水空間の整備を図ります。(継続)

2. ゆとりと潤いのある空間を「増やす」

(緑地の整備・創出)

(1) 身近な公園の整備・充実

①様々な機能を持つ公園づくり

◆まちづくり課

- ・少子・高齢化の進行、価値観やライフスタイルの変化など、多様化する公園への市民のニーズに対し、きめ細かに応える身近な公園づくりを推進します。(一部公園増、長期に向け継続)
- ・従来からのブランコ、すべり台等の遊具だけでなく、遊び方を限定しない芝生広場やせせらぎなどの小さな自然空間の整備・充実を図り、子供たちが創意・工夫してのび

のび遊ぶことができる公園づくりに取り組みます。(一部公園増、長期に向け継続)

- ・画一的な公園設備ではなく、芝生広場や築山、実や香り、色などに特徴がある植物の植栽によって特色ある公園づくりを推進します。(一部公園増、長期に向け継続)

②一時的な避難地としての公園機能の充実

◆まちづくり課

- ・災害時に身近な小公園が有効に機能することを踏まえ、延焼防止や輻射熱の遮断に有効な樹木による緑化や防災倉庫の設置など、一時的な避難地及び地区における自主的な防災活動の拠点としての身近な公園の機能充実に努めます。(一部公園増、長期に向け継続)

③環境学習の場となる公園づくりの推進

◆まちづくり課

- ・本市の特性である恵まれた自然環境を次世代に引き継ぐため、自然とのふれあいを通じた環境学習の場となる公園・緑地の整備を図ります。(新設予定公園(長期整備)における実施)
- ・公園整備にあたっては、現況地形や植生を活かしながら、小動物の生息が可能となるビオトープの形成など、自然度の高い公園・緑地となるよう配慮することとします。(新設予定公園(長期整備)における実施)

④公園維持管理の推進

◆まちづくり課

- ・安全・安心して利用できる公園を実現するため、公共施設長寿命化計画の策定や、公園施設点検マニュアル等による定期的な点検結果に基づき、施設の修繕・更新を行います。(新規、緑の基本計画の記載事項の追加(H30.4 施行 都市緑地法第4条))
- ・既存の公園をより市民生活に身近なうるおい空間として意識できるように、公園の植栽や花壇等は、市民が身近に親しめる緑となるような管理を行います。景観や生物多様性の面から侵略性の高い植物を使用しない等、安全性にも配慮しながら維持管理を行います。(新規、緑の基本計画の記載事項の追加(H30.4 施行 都市緑地法第4条))
- ・身近な公園をより効果的に活用するため、企業が連携・協働した公園の緑化・設備整備の方策や、公園の特徴や地域特性に合った新たな管理手法を検討します。(新規、緑の基本計画の記載事項の追加(H30.4 施行 都市緑地法第4条))

(2) 地域の拠点となる公園・緑地の整備

①特色ある大規模な公園・緑地の整備

◆生涯学習課、危機管理課

- ・裾野市のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、多様で総合的な機能を持つ公園として、裾野市運動公園の充実を図ります。(面積拡大済、自衛隊参集地であり避難場所指定がないため、防災拠点と明記しない)

◆まちづくり課

- ・市街地に位置する比較的規模の大きな都市公園として、日常的なスポーツ・レクリエーション活動の利用に応えられる機能を有する地区公園の整備を図ります。(未整備、中期計画で整備予定)

②都市防災機能の拡充

◆まちづくり課、生涯学習課、危機管理課

- ・本市の拠点となる大規模な公園については、震災や都市火災等における広域避難場所や災害救助・救援活動の拠点としての機能が発揮できるよう、必要な施設・機能の整備を図ります。(運動公園は防災ヘリポート、自衛隊活動拠点で、救助・救援活動拠点となる。広域避難場所としては適応外なため、今後整備する地区公園で対応すると想定)

③公園・緑地の維持管理の推進

◆生涯学習課

- ・身近な公園緑地と同様に、安全・安心して利用できる公園を実現するため、公共施設長寿命化計画の策定や、公園施設点検マニュアル等による定期的な点検結果に基づき、施設の修繕・更新を行います。(新規、緑の基本計画の記載事項の追加 (H30.4 施行 都市緑地法第4条))
- ・公園・緑地の植栽や植林、花壇等は来訪者が自然とふれあえる緑として、景観や生物多様性などの求められる役割を発揮できるよう、安全性にも配慮しながら維持管理を行います。(新規、緑の基本計画の記載事項の追加 (H30.4 施行 都市緑地法第4条))
- ・公園の価値や魅力を向上させるため、指定管理者の積極的な自主事業の実施や、地域住民が活用しやすい柔軟な管理運営について検討します。(新規、緑の基本計画の記載事項の追加 (H30.4 施行 都市緑地法第4条))
- ・公園利用者の満足度を高めるため、行政や指定管理者などの各管理運営主体の独自の創意工夫により公園の特性を活かした経営を推進します。また、パークマネジメントプランの導入や、指定管理者の取り組み成果を評価する仕組みを検討します。(新規、緑の基本計画の記載事項の追加 (H30.4 施行 都市緑地法第4条))
- ・公園の潜在的な魅力を発掘し、効果的に活用するため、企業などとの連携や、公園の持つ資源や特性に合った新たな管理手法を検討します。(新規、緑の基本計画の記載事項の追加 (H30.4 施行 都市緑地法第4条))

(3) 水と緑のネットワークの形成

①緑の軸線の形成

◆まちづくり課

- ・県道沼津小山線などの主要な幹線道路の街路樹や植樹帯の緑化推進、黄瀬川、深良川など河川の親水空間の整備などにより、緑の拠点相互を連絡する「緑の軸線」の形成を図ります。(継続) (緑の基本計画 4. 緑の将来像 P. 94, 95 参照)

②主要な道路の緑化推進

◆まちづくり課

- ・既決定の都市計画道路は、計画幅員の範囲で可能な限り緑化に努めるとともに、新たに計画する道路では、植樹帯の設置等を積極的に位置づけるなど、道路空間の緑化を推進します。(一部路線で実施、新設道路の緑化促進)

③緑の回廊の形成

◆まちづくり課、区画整理課

- ・市街地では、身近な道路や小河川等を活用し、散策やジョギングなどのニーズにも対応した「緑の回廊」の形成を図ります。この緑の回廊では、案内板などを設置し、緑や水とふれあえる、歩行空間を市民・行政・企業等が一体となって行う緑化活動で支えていきます。(未実施、歩道、緑道、散策道の整備)(緑の基本計画 4. 緑将来像 P. 94, 95 参照)

3. 緑豊かなまちづくりを「ともに進める」

(緑化の推進)

(1) 公共施設の緑化の推進

①公共施設の緑化

◆農林振興課、学校教育課、市民課、行政課

- ・地区の拠点施設として多くの市民が集まる学校・庁舎・公民館・集会所等については、微気候の緩和や美観向上などの効果が期待される屋上緑化や壁面緑化の推進、季節感のある花木やシンボルツリーとなる樹木の植栽、コンクリート塀や金網フェンスの緑化修景への変更等を行うなど、緑化活動のモデルとしての役割を担う計画的な緑化を推進します。(継続)

◆学校教育課、市民課

- ・災害時に避難場所となる学校・公民館等では、接道部の生け垣化、防火樹種による植栽帯の設置、敷地の芝張りなどの緑化を推進し、防災対応を図ります。(植栽帯の設置推進)

②都市公園等の緑化

◆まちづくり課、産業振興課、生涯学習課、農林振興課

- ・公園の緑化にあたっては、地区の拠点となる個々の公園の特徴を表すよう「公園の木」、「公園の花」などシンボルとなる花木導入等に努めます。(未実施、シンボル花木の設定と導入)
- ・鳥や昆虫の生息・休息地となるよう、樹種の選定、緑化方法を施し、身近に小動物とふれあえる空間づくりに努めます。(未実施、公園のビオトープ化の推進)
- ・地震や都市火災などの災害時の避難地としての公園機能を高めるため、公園の外周部に防火樹種を配置するなど、防災に配慮した緑化を推進します。(未実施、防火樹種の外周部配置推進)

- ・街区公園については30%、その他の都市基幹公園については50%の国の緑化面積率基準を確保目標とした緑化に努めます。(未実施、基準数値確保を目指した緑化促進)

③道路の緑化

◆まちづくり課、建設課、建設管理課、区画整理課

- ・道路はフラワーポットや植栽ますによる緑化、花や緑にちなんだ道路の愛称化などによる各道路の特色づくり・雰囲気づくりを進め、景観に配慮した道路整備を努めます。(一部路線で植栽実施、道路景観の向上)
- ・透水性舗装の整備や歩道の拡張、歩車分離の推進など、人にやさしい道づくりに加え、騒音や排気ガスの軽減、景観の向上などの機能強化のため、可能な限り植樹帯などを設置し、道路空間の緑化を図ります。(一部路線で植栽実施、道路空間の緑化推進)
- ・道路の植樹帯は、自然な形で生育できるように、剪定の実施と欠損箇所の補充に努めるとともに、沿道住民の主体的な参加による清掃等の維持・管理を促進します。(継続)
- ・市内の観光名所を相互に連絡する観光周遊ルートを形成するため、主要幹線道路の沿道を中心とした特色ある緑化を推進します。(継続、特色は今後検討)

④水辺の緑化

◆まちづくり課、建設課、建設管理課、区画整理課、産業振興課

- ・黄瀬川、深良川などの水辺地では、水と緑のネットワークや潤いある景観の形成に果たす役割が大きいことから、河川等管理者との調整を図りながら周辺の自然環境や景観特性を活かした緑化を図ります。(一定の路線で実施、水辺地の緑化促進)
- ・水辺地では、水とのふれあいの場として緑陰の提供や修景機能、水生生物等の生息空間としての生態系に配慮した緑化を推進します。(一定の路線で実施、水生生物に配慮した緑化推進)

(2) 民有地の緑化の推進

①住宅地の緑化

◆まちづくり課

- ・住宅地では連続した緑を創出し、良好な景観の形成と防災力向上を図るため、接道部の生け垣化を促進するとともに、剪定などの維持管理の必要性を周知します。また、庭における花壇づくりや植樹も合わせて促進します。(継続、新市街地等で協定(地区計画)実施)

◆農林振興課

- ・緑化余地が少なく、生け垣の設置や庭木の植栽が困難な住宅に対しては、軒先・窓辺・玄関回りなどでのウォールプランターや緑のカーテン等による緑化を促進します。(継続、花いっぱい運動の拡充、緑のカーテン活動などの新設)

◆まちづくり課

- ・地区緑化に関する緑地協定・建築協定の締結や地区計画制度の導入に努めます。(継続)

②商業地の緑化

◆産業振興課、まちづくり課、農林振興課

- ・まちの顔としての華やかさや魅力を向上させるため、商工会等関係機関との協働により、歩行者空間や店先などでのフラワーポット等による緑化を推進します。(継続、花いっぱい運動の拡充、緑のカーテン活動などの新設)
- ・建替時などの機会に、建物のセットバックによる緑化余地の創出や屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテン等を促進します。(継続、花いっぱい運動の拡充、緑のカーテン活動などの新設)

◆まちづくり課

- ・地区緑化に関する緑地協定・建築協定の締結や地区計画制度の導入に努めます。(継続)

(3) 工場・研究所等緑化の推進

①快適な生産環境を整えるための緑化計画の支援

◆まちづくり課、産業振興課

- ・潤いある景観の形成や公害防止、防災機能の向上を図るため「裾野市土地利用事業に関する指導要綱」等に基づいた緑化率の確保、接道部の緑化、壁面緑化、屋上緑化等を促進します。(継続)
- ・快適な生産環境や周辺環境との調和を目指した緑化を促進するため、緑化モデル事業所の指定と、これに対する緑地助成制度の導入を検討するなど、工場や研究所等の緑化計画を支援します。(継続)

(4) 市民参加の公園づくり等への支援

①市民の参加の公園づくりへの支援

◆まちづくり課

- ・公園整備時には、構想・計画段階から市民の意向やアイデアを反映させ、多様なニーズへの対応、「自分たちの財産」としての公園への愛着の醸成を図ります。(継続)

(5) 市民活動による公園の維持・管理の推進

①公園の管理の役割の明確化

◆まちづくり課

- ・公園の維持・管理について、行政と市民のそれぞれが果たす役割を明確にし、市民の主体的な参加による維持・管理の促進を図ります。(継続)
- ・特に身近な公園・緑地については市民団体や地域住民による維持・管理を基本とし、行政は活動団体の設立、維持・管理に関わる情報提供などの支援を図ることとします。
(未実施、緑化活動団体の設立促進、技術的情報支援)

(6) 市民活動の育成と支援

①公園の維持管理に関する市民活動の育成

◆まちづくり課、農林振興課

- ・裾野市の緑化イメージ形成を図るため、身近なところから花や緑を飾り、増やす「花いっぱい運動」を全市的に展開します。(継続)

- ・公園等では、サクラ・ウメ・ツツジなど、1年を通じて市内のどこかで花木を鑑賞できるよう、それぞれに特色ある花木の名所づくりを進めます。(継続)
- ・「ホタルの小川」や「かぶとむしの林」、「野鳥の森」など、野鳥や昆虫が自生・生息する環境の創出に努めます。(未実施、ビオトープの創出)

②ボランティアによる緑化運動の推進

◆まちづくり課、戦略広報課^{シブツク}ライト^{ライト}推進室、農林振興課

- ・道路の沿道、学校、集会所などの公共施設・公共空間の花壇づくり、フラワーポットづくりをボランティアの手によって進める運動を促進します。(継続)
- ・樹林地の下草管理や公園内の花・緑の維持管理、街路樹の落ち葉の清掃等についても、地区住民やボランティアの自主的な参画を促進します。(継続)
- ・ボランティア等による緑化活動の促進策として、アダプト制度の導入を促進します。(継続)

③緑に関する学習の推進

◆学校教育課、生涯学習課、農林振興課

- ・学校教育の場で自然学習の機会を拡大し、自然を大切にする心の醸成を図ります。(継続)
- ・学校では、「ホタル池」や「トンボ池」など環境学習の場となるビオトープの整備を進めます。(継続)

④積極的なPRの推進

◆まちづくり課

- ・緑化や園芸に関する技術、緑化推進に関わる各種の助成制度等の情報発信を行い、市民が自主的に行う緑化活動の先導を図ります。(未実施、緑に関する情報発信の充実)

⑤緑化推進の体制づくり

◆まちづくり課

- ・行政内の緑に関する連絡調整会議の開催、緑化技術研修の実施など、組織的な活動に努めます。(未実施、庁内会議の継続)
- ・緑に関する市民相互の意見交換の場や市民と行政の協議・調整の場、自主的な緑化活動の場など、市民参加による緑化推進の体制整備を図ります。(未実施、緑化活動団体の設立促進、市民参加の促進)
- ・市民と行政の間でのWebページの活用などにより、アンケートを実施し、市民の意向や要望を把握する場の充実に努めます。(未実施、緑に関する情報発信の充実)
- ・「緑のまちづくり講座」の開催等により、市民の手による緑化を先導する中核的なリーダーを育成するとともに、ボランティアの育成とそのネットワークの拡大を促進します。(継続)

◆農林振興課、戦略広報課^{シブツク}ライト^{ライト}推進室

- ・「こどもエコクラブ」や老人クラブの緑化活動の拡充など、緑に関する各種団体の育成

支援に努めます。(継続)

◆戦略広報課デジタル推進室

- ・公園・緑地の維持・管理や緑化の推進など、緑のまちづくりに関わる NPO 法人等の設立を支援します。(継続)

◆まちづくり課

- ・コミュニティ単位の緑化等の組織設立を促進するとともに、全市的組織との連携による活動の充実・強化を図ります。(継続)

⑥緑化に関わる助成制度等の検討

◆農林振興課

- ・緑に関する各種団体や地区コミュニティ等を単位とした活動に対し、専門家の派遣や活動費用の一部負担等を行う助成制度の導入を検討します。(継続、静岡県グリーンバンク制度の活用)
- ・民有の樹林地等の保全を支援するため、保全に要する費用の一部助成など、所有者の負担を軽減する制度の導入を検討します。(未実施、緑の協定等の新設による補助対応)
- ・希望者に種子や苗木を提供するグリーンバンク制度の PR を図り、その積極的な活用を促進するとともに、家庭等で不要になった樹木を希望者に配布する仕組みなど、制度の充実を検討します。(継続)

⑦緑のリサイクルの推進

◆農林振興課

- ・剪定した枝葉の堆肥化・チップ化と市民への配布を推進します。(継続)

4. 新たな役割分担で「活かす」

(緑地の活用)

(1) 農に参加する機会の創出

①地域の農に参加する機会の創出

◆農林振興課

- ・市認定農業者協議会等で実施している農業体験や里山親子体験学習により、市民が農林業にふれる場を提供します。(継続)
- ・JA や農業関係団体等の農産物直売所や、農園を通して生産者と市民が交流を図り、営農支援と地産地消の推進、農地活用のプロモーションを支援します。(新規、事業自体は JA 等でイベント実施中)
- ・生産者が生産物を使用した料理イベント等を開催し、地元の農と食の結びつきと食の安全を再認識する機会を JA や農業関係団体等と協力して設けます。これにより、地元の農業と里山の緑を維持への理解を図ります。(新規、事業自体は JA 等でイベント実施中)
- ・農業者や地域住民などが一体となって身近な農地と樹林地で一体的な農林業活動を進

め、里山の自然と風景を維持します。(継続・拡充)

(2) 新たな緑の空間づくりの仕組み

①休耕農地、遊休地の活用

◆農林振興課

- ・耕作放棄地や農地の遊休期間を活用し、春の菜の花畑、秋のコスモス畑など季節感に富んだ田園の景観づくりを促進します。(継続)
- ・営農が困難な農地については、市民が野菜づくりや花づくりなどの農作業を通じて、土とのふれあいや市民相互の新たな交流が生まれるよう、所有者が主体となり、貸し農園として市民への提供を促進します。(継続・拡充)
- ・首都圏等からの交通利便性や、豊かな自然環境といった立地条件を活かした観光振興の一環として、果樹や花木の観光農園の整備を促進し、地域の活性化を図ります。(継続・拡充)
- ・遊休広場を「冒険遊び場」や「プレイパーク」とし、地域の大人の目の届く範囲で、子どもたちが自ら学び、遊ぶ広場作りを行えるような仕組みを検討します。(新規、都市農地等に関する最近の動向)

◆まちづくり課

- ・当面活用を考えていない土地を希望する利用者に貸し出し、利用者の責任の下に自由な取り組みを行える新しい共有空間を作る仕組みを検討します。(新規、都市農地等に関する最近の動向)

(3) 身近な公園・広場の利活用

①イベントの開催

◆まちづくり課

- ・「自分たちの地域の緑は、自分たちの手で守り育てる」という意識の醸成を図るため、緑に関するシンポジウムを開催するなど、啓発活動を推進します。(未実施、緑に関する情報発信の充実)
- ・家族や学校、職場、商店街等の単位で参加できる花壇コンクール、生け垣コンクール等の開催や、緑化功労者の表彰制度を設け、緑化活動の気運を高めていきます。(未実施、緑の取組のPR)

◆産業振興課

- ・文化・スポーツ等のイベント開催を契機とした、花木・苗木、芝生の即売会や無料配布、記念植樹等の機会を創出し、市民と緑の接点の拡大を図ります。(五竜みどりまつりで実施、緑にふれる機会の拡充)

◆まちづくり課、産業振興課、生涯学習課、生活環境課

- ・公園や緑地の利活用の幅を広げるために、試験的なイベントの開催や飲食物の販売等、市民の身近な公園利用の促進を図ります。(新規、緑にふれる機会の拡充、グリーンバンク制度等でイベント実施中)

②緑に関する学習の推進

◆生涯学習課、学校教育

- ・ 専門家などによる花の育成や管理の講習会、生涯学習の場における園芸教室等を開催し、市民自らの緑化活動の技術向上を図ります。(継続)

◆まちづくり課、農林振興課

- ・ 「緑の相談室」の開設など、市民が花や緑についての相談を気軽にできる機会の拡充を図ります。(継続、グリーンバンク制度内に事業あり)

③積極的な PR の推進

◆まちづくり課、産業振興課

- ・ 県や市で行われる緑化に関するイベント、市民の緑化活動の紹介などの緑に関する情報を Web ページ等で市民に広報します。(継続)